

総合研究
● 教育と法 ●
教育と法
研究会

第24回 性教育に対する批判と名誉毀損の成否

星野 豊 (筑波大学准教授)

学校において性教育をどのように行うべき

か、そもそも学校が性教育を行うべきか否かは、大きく見解の分かれるところであり、社会全体として未だ方向性が定まっていない。本稿では、養護学校での性教育に対し、地方議会議員が視察の際に述べた批判や非難が、教員らに対する名誉毀損となると判断された、東京地方裁判所平成21年3月12日判決・平成17年(ワ)9325号・22422号事件を取り上げ、学校における性教育に対する、学校外からの論評のあり方について考えてみる。

1 事実関係……………

原告X1らは、被告地方自治体Y1の設置管理する公立A養護学校の、教員、元教員、および、生徒であった者の保護者である。

A養護学校においては、平成9年頃、生徒間での性に関する問題行動がやや広範囲に生じたことから、従来の性教育を全面的に見直し、その一環として、知的障害がある児童生徒に対する「ここところからの学習」と総称される性教

育(以下、「本件性教育」という。)が行われるようになった。本件性教育の中では、①性器を含む身体各部位の名称を歌詞に含む「からだうた」と題する歌に合わせて児童生徒に自分の体の各部位を手で触れさせてその名称やイメージを意識させる、②子宮に見立てた「子宮体験袋」の中に入った生徒に産道に見立てた出口から外向かって這って出させることで出産を追体験させる、③体育着の下に男性器の模型の付いたタイツをはいた教師が体育着のズボンの前を下ろして排尿方法を生徒に確認させる、などの指導が行われていた。

被告Y2は、Y1地方議会議員であるが、平成15年7月2日、Y1議会において、性教育について質問を行い、A養護学校を含む公立学校における性教育を行き過ぎた性教育の実例として非難した上、被告Y1教委に対して、指導主事を活用して教員を直接指導する等の毅然とした対処をしよう求めた。これに対し、知事であるBは、「どれを見ても、あきれ果てるような事態」、「異常な信念をもって、異常な指導をする先生」などと評価する答弁をし、Y1教委の

C教育長は、「からだのうた」について、「男女の性器の名称が、児童の障害の程度や発達段階への配慮を欠いて使用されている、極めて不適切な教材」であると述べ、「今後このような教材が使用されることがないよう、……各学校及び区市町村教育委員会を強く指導して」いく旨の答弁をした。

翌々日の7月4日、Y2及び同僚議員である被告Y3及び被告Y4は、被告Y5新聞社の記者やY1教委の職員らと共に、性教育の実情を視察するためとしてA養護学校を訪れ、校長と面談した後、保健室に赴き、保健室に保管されていた性教育用の教材の視察をした。この際、Y2らは、本件性教育の教材を手にとって見たり、写真に撮ったりしながら、呆れ果てたという表情をし、「常識では考えられない」「常識を離れた不適切なもの」などと口々に感想を述べたほか、教材の使用方法等の説明を行った教員X1らに対し、「何も性器のある人形を使わなくてもいいのではないか」などと述べたほか、「からだうた」についても、「どうして性器の名称を言わなければならないのか」「あなた、か

らだ歌を宴会で歌えるんですか、感覚が麻痺しているよ」などと述べて非難した。また、X1らが、性教育用の資料が綴じられたファイルを校長室で引き続き検討する目的で持ち出そうとしたY3に「何を持って行くかを記録したいので教えてください」と尋ねたところ、Y3は、「俺たちが責任を持って返すんだから、馬鹿なことをいうな」、「俺たちは、国税と同じだ」、「このわけの分からない2人は出て行ってもらってもいいんだ」などという趣旨のことを述べた。なお、これらのやりとりがされている間、その場にいたY1教委の職員、校長、教頭らは、Y2らによる批判や非難を制止することもなく、傍観しているのみであった。

Y1教委は、本件視察後の7月9日、校長から、本件性教育に関する教材や授業記録等（以下「本件教材等」という）の提出を受けた。Y2らが作る「日本の家庭を守る地方議員の会」は、Y1教委からこれを借り受け、Y1議会談話室において、「A養護学校で使用されていた不適切教材」と題した展示会（以下「本件展示会」という）を開催し、一般に公開した。

他方、Y1教委は、平成15年7月9日以降、指導主事をA養護学校に派遣し、X1らを含む教員全員から本件性教育の実情について聴き取り調査を開始し、A養護学校においては、平成15年7月ないし8月以降、Y1教委の指導、助言により性教育について全体計画が見直され、同年9月以降の年間指導計画が変更された。また、X1らは、学習指導要領を踏まえない不適切な性教育を行ったなどの理由で、被告都教委から嚴重注意処分を受けた（以下、「本件処分」という）ほか、X1ら大半の教員が、翌平成16年4月以降の人事異動により、他の学校への異動の辞令を受けて転勤し（以下、「本件異動」という）、または退職した。

Y5新聞社は、A養護学校の性教育について、大手日刊紙であるY5新聞に計4件の記事を掲載し、その中で、本件性教育を「過剰な性教育」と表現した。

本件は、X1らが、本件視察、本件性教育教材の没収、および本件処分ないし本件異動により、X1らにおける教育の自由が侵害され、Y2らの言動により名誉が毀損されたと主張し

て、Y1ないしY4に対し、名誉毀損に基づく
国家賠償を求めたほか、Y5に対し、損害賠償
および謝罪広告の掲載を求めたものである。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・・・・・・・

損害賠償請求一部認容。

1 地方公共団体の「議員が自己の判断で個人としての立場で行政の実情について調査活動や視察を行うことが禁止されているとまで解すべき根拠もなく、むしろ、議員が議会において政策について質問、討論をするための情報収集をする目的で行政の現場を視察することには合理性と必要性があつて、このことは、視察の対象となるのが教育現場である学校であつても例外ではなく、また、視察の主体がその教育現場での教育実践の在り方に批判的な見解を持つ議員であつても異なるものではない。」従つて、「本件視察は、それが視察の範囲にとどまつている限りは、違法の問題は生じなかつたといふべきである。」

2 しかしながら、「Y2らは、本件養護学校

に通う児童生徒らの保護者とは異なり、本件養護学校の教育の内容や方針について個別的、具体的な利害関係を有するわけではないのであるから、保護者と同様の立場で本件養護学校の教育の内容や方針について要望を出したり、批判したり、注文を付けたりし得る立場にあるとはいえないのであり、本件養護学校の教員がその児童生徒らに対する教育の内容及び方針を検討する上で、被告都議らによる一方的な批判や非難を保護者らによるそれと同様に受忍しなければならぬ理由はないといふべきである。」従つて、「本件性教育が学習指導要領に違反する不適切なものと決めつけて一方的に批判、非難し、X1らの教員としての資質や人格を否定的に評価する言辞を申し向けたY2らの行為は、もはや単なる視察の場における対等な当事者間の意見交換であるといふことはできず、本件性教育を実践しているX1らの名誉感情を違法に侵害するものであつて、」損害賠償責任がある。

3 「教育に対する『不当な支配』とは、教育の自主性を阻害する危険のある党派の勢力、個人による教育への介入・干渉を指し、それが一

時的であるか継続的であるかや主体のいかんは問わないものと解されるところ、Y2らが本件視察の際に保健室においてX1らを批判し、非難した行為は、前記説示のとおり、X1らに対する侮辱に当たると同時に、政治家であるY2らとその政治的な主義、信条に基づき、A養護学校における性教育に介入・干渉するものであり、……『不当な支配』にも当たるといふべきである。したがつて、Y2らによる本件視察に同行したY1教委の職員らには、このようなY2らによる『不当な支配』からA養護学校の個々の教員を保護する義務があつたといふべきである」ところ、本件視察において、Y2らの言動に対し、X1らを保護することをしなかつた「Y1教委の職員の不作為は、国家賠償法上、違法といふべきである。」

4 「本件処分は、本件性教育という授業内容そのものが不適切であることを理由とするものであるところ、性教育は、教授法に関する研究の歴史も浅く、創意工夫を重ねながら実践実例が蓄積されて教授法が発展していくという面があるものであり、教育内容の適否を短期間のう

ちに判定するのは、容易なことではないと考えられる。「しかも、いったん、性教育の実践がその内容が不適切であるとして否定され、これを担当した教員に対して制裁的取扱いがされてしまえば、そのような取扱いを受けた教員その他の教員を萎縮させ、創意工夫による実践事例の開発を躊躇させ、性教育の円滑な遂行が阻害されることにもなりかねないのであるから、性教育の内容の不適切を理由に教員に制裁的取扱いをする場合には、……配慮が求められるというべきである。」しかしながら、Y1教委は、本件視察後極めて短期間のうちに、十分な調査検討を経ないまま本件処分を行っており、「本件性教育が学習指導要領に違反するか、児童・生徒の発達段階を踏まえたものかどうかを十分確認せずにされたものとして、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を濫用したのものとして、違法というべきである。」

5 前記以外のその他の行為、すなわち、Y2による議会での質問、本件性教育に関する教材をY1教委が提出させ、Y2らがこれを借り受けて展示したこと、本件異動、およびY5新

聞の記事については、いずれも教育に対する「不当な支配」に当たるということはできない。

3 問題点の考察……………

本件は、具体的には、養護学校における性教育のあり方を巡って生じた紛争であるが、法律論としては、学校における教育内容について、教員、設置管理者である地方公共団体、および地方公共団体の議員がどのような権限と裁量とを有するかが、実質的背景として争われた事案である。従って、本稿での検討においては、本件性教育の具体的な内容について論ずるよりも、むしろ本件の当事者間で最も争われてい

る、Y2らの一連の行動ないし言動が「教育に対する不当な支配」に当たるか否かについて、やや抽象的に論ずることを中心とする。

旧教育基本法10条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と規定しており、現行教育基本法16条でも、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律

の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と規定されている。

これらの規定の個々の文言にどのような意味付けを与えるべきかは、論者により種々見解が分かれうるところであるが、少なくとも、教育に対して「不当な支配」が及ぶことを教育基本法が一貫して禁止しており、従って、教育行政が教育現場に対して行う規律や規制については、合理性と妥当性が常に求められるべきことは、明らかであるように思われる。

もっとも、教育現場は、基本的には現に教育を受けている個々の生徒を念頭に置いて、当該生徒に最も適切な教育内容を具体的に模索するのに対し、教育行政は、地域全体の教育内容の均衡と平準とを念頭において個々の教育現場に対する指導助言を行うわけであるから、両者の見解が一致しないことが、少なからず生ずることとは避けられない。実際、A養護学校における本件性教育についても、元来はA養護学校における生徒間の問題行動に対する具体的な対応策

として考案されてきたものであるが、他の学校における性教育との均衡という観点からすれば、やや独自性が強く出ていた面は否定できないところである。その意味で、教育現場と教育行政とのいずれかが原則的な裁量を有するとの考え方は、どちらの場合であっても適当であるとは言えず、両者の適切な関係性が保たれることが、教育内容の合理性と妥当性とを実質的に担保するものとなると考えられる。

他方、本件において、Y1教委やY2らの責任が認められた根拠は、以上の一般論に影響のない、比較的明快なものである。すなわち、Y

2らは議員として教育に対する意見を交換し、教育現場への視察権限をも有するわけであるが、教員個人に対する教育者としての資質を非難することや、侮辱に当たる言動を行うことは許されない、ということであり、Y1教委には、教育現場に対する指導助言の権限や責任があると同時に、「不当な支配」が行われる恐れがある状況における、教員に対する保護義務があるほか、教育内容が学習指導要領に違反するとの理由による教員の処分に関しては、慎重な調査や

処分の影響に対する相当の配慮が必要である、ということである。少なくとも、Y2らのした発言のうち、「自分はこのような教育方針には反対である」との見解の表明の域を越えて、「常識では考えられない」とか「感覚が麻痺している」等とX1らの人格的評価に踏み込む内容の部分については、これまでの社会における一般的な傾向と比べて、本件性教育の内容がやや突出していた部分があると言わざるを得ない点を考慮したとしても、公的な立場を標榜する議員の言動としては行き過ぎであるとの評価が生じてもやむを得ないものと思われる。

これに対し、本件において、Y1教委の職員が、Y2らの言動を静止しなかったことや、Y2らとX1らとを同席させたことが、直ちにY1教委としての義務違反に当たると考えるべきかは、当該教委職員の具体的な権限との関係で、法的評価がやや紛れる可能性がないわけではない。すなわち、教育内容に対して教育行政が原則的な裁量を持つものと考えず、教育現場と教育行政とが共に教育内容に対して権限と責任を有することを基本的な立場とすると、教育

に対する不当な支配が行われる状況の下で、個々の教員を不当な支配から「保護」すべき義務が教委にあると構成するよりも、むしろ、教委にも教員にも不当な支配に対する抵抗権があると構成する方が、より望ましいように思われる余地があるからである。

本件は、双方から控訴されており、現在東京高等裁判所に係属中である（平成21年（行コ）114号）。なお、関係者からの情報発信によると、本年2月下旬に審理が終結し、本年中に控訴審判決が下される見通しとのことであり、教育内容に対する教育現場と教育行政との関係性についての、控訴審の判断が注目される。

【参考資料】 本件に関しては、X1らの支援者の主張（<http://kokokara.org/index.html>）とY2ないしY4の支援者の主張（<http://www.5biglobe.jp/~constanze/nomarin3.html>）とが、ウェブ上でそれぞれ公開されている。また、本判決に対する研究として、坂本雅弥・季刊労働者の権利280号63頁、北村和生・法学セミナー増刊（速報判例解説）5号57頁、中川重徳・季刊教育法161号48頁が、それぞれ公表されている。